

# 警戒度レベル2における対応

※要請内容の主な変更点は下線部

【区域】 栃木県全域

【期間】 令和4(2022)年11月18日(金)～

## 県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項等)

- ワクチン接種者含め、基本的な感染対策を徹底する。

基本的な感染対策：「適時適切なマスク着用」・「会話する＝マスクする」・「手洗い」・「ゼロ密」・「換気」等

- 都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控える
- 速やかにオミクロン株対応ワクチンの接種を受ける。
- 感染に不安のある無症状の者は、無料検査を活用する。
- 15歳以上65歳未満で軽症の重症化リスクが低いと考えられる者は、発熱外来の受診に代えて、「検査キット配布センター」の活用も検討する。
- 15歳以上65歳未満の自己検査等による陽性者で重症化リスクが低く、軽症又は無症状の方は、「とちぎ健康フォローアップセンター」での陽性登録も検討する。
- 救急外来及び救急車は、適切に利用する。

# 事業者に対する協力要請 (特措法第24条第9項)

- **テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施**
- **基本的な感染対策の徹底**
  - 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、 昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策
  - 「会話する＝マスクする」運動への参加
  - 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- **人が集まる場所での感染対策の徹底**
  - 従業員への検査の勧奨・適切な換気・手指消毒設備の設置・入場者の整理、誘導・発熱者等の入場禁止・入場者のマスク着用等の周知
- **医療機関、高齢者施設、学校、保育所等における感染対策の徹底**
- **高齢者施設等における抗原検査キット等を活用した集中的検査の推進**
- **業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底**
- **飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等**
- **重症化リスクのある労働者（高齢者、基礎疾患を有する者等）、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の配慮**
- **「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施**
- **事業継続計画（BCP）の点検・見直し及び策定**

# ● イベントの開催に関する協力要請【特措法第24条第9項】

## 【開催に必要な要件】

- ① 全てのイベントにおいて「イベント開催時における必要な感染防止策」を主催者が徹底すること。  
参加者もそれを十分理解するとともに、イベント前後の活動においても基本的な感染対策を徹底すること。
- ② イベントごとに「チェックリスト」または「感染防止安全計画」を作成すること
  - ・5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては「感染防止安全計画」を策定し、県所管課による確認を受けること
  - ・それ以外のイベントについては「チェックリスト」を作成し、HP等で公表すること（終了後1年間保管）
- ③ 下記の人数上限等に沿った規模とすること

## 【人数上限等】

- 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

		収容率	人数上限
チェックリスト作成 のみ	大声なし※3	100%以内※1、4	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
	大声あり※3	50%以内※2、4	
「感染防止安全計画」策定・実施		100%以内 「大声なし」の担保が前提※4	収容定員まで

※1 収容定員が設定されていない場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること

※2 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保すること。

※3 「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」を大声と定義する。

※4 同一のイベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の当該エリアにおける収容率の上限は、それぞれ、50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。

（例：「大声なし」を前提としたイベントであっても明確に区分すれば、一部、「大声あり」（収容率50%以内）のエリアを設けて開催が可能）

# 新型コロナ・インフルの大規模な同時流行が起きた場合の外来受診について

発熱患者は外来受診が原則であるが、新型コロナ・インフルの同時流行により、大規模な感染拡大が生じた場合、発熱外来の体制を強化してもなお、全ての発熱患者が医療機関を受診（外来）することが困難になる恐れ

	「同時流行注意報」	「発熱外来ひっ迫警報」
発熱外来の状況	同時流行が見込まれる中での平時 (発熱外来のひっ迫が見込まれていない状況)	発熱外来のひっ迫が見込まれる状況
具体的な目安	—	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ <u>新型コロナ及びインフル患者の合計が、第7波のピークを超える</u>ことが見込まれる状況（第7波のピーク：3,572人／日）</li><li>➢ <u>診療・検査医療機関から外来ひっ迫の意見を多く確認できる状況</u></li></ul>
呼びかけの趣旨	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>基本的な感染対策の徹底</u></li><li>○ <u>外来ひっ迫に備えた事前準備の周知</u> ➢ <u>検査キットや解熱鎮痛薬の購入等</u></li><li>○ <u>ワクチン接種の勧奨</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>基本的な感染対策の更なる徹底</u></li><li>○ <u>重症化リスク別の行動喚起</u> ➢ <u>高リスク者：速やかな受診</u>      ➢ <u>低リスク者：自己検査</u></li><li>○ <u>速やかなワクチン接種の勧奨</u></li></ul>

感染状況に応じて上記の協力等を速やかに県民に呼びかける



# コロナ・インフル同時流行注意報

同時流行  
注意報

発熱外来  
ひっ迫警報

この冬の新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えて

感染が拡大する前のワクチン接種をご検討ください

## **新型コロナワクチン**の接種

※ 特に、オミクロン株対応ワクチンは、オミクロン株のほか、今後の変異株にも有効である可能性が高いとされています



コロナワクチン情報  
(県HP)

## **インフルエンザワクチン**の接種

※ 新型コロナワクチンの接種日にかかわらず、いつでも接種可能です

体調不良時に備え、必要な物の備蓄、相談先の確認をお願いします

<準備しておくの良い物>

- 体温計
- 日持ちする食料 (5~7日分を目安に)
- 薬 (常備薬、解熱鎮痛薬 等)
- 新型コロナ抗原定性検査キット  
(【体外診断用】又は【第一類医薬品】と表示されているもの)
- 近隣の発熱外来等の情報

# コロナ・インフル同時流行注意報



かかりつけ医等お近くの医療機関にお問い合わせください。  
連絡が難しい場合は、以下の窓口にご相談ください。

発熱等の症状が出た場合は・・・

受診・ワクチン相談センター → **☎ 0570-052-092** (24時間対応)

回線数増強(R4.12.1～)


- ・日中 10→20回線
- ・夜間 5→10回線

✓ 夜間・休日で受診するか救急車を呼ぶか迷った場合

体調変化時など迷った時は以下の窓口にとめらわずにご相談ください。

○子ども<概ね15歳未満>  ※対応する時間帯以外は、かかりつけ医や上記連絡先にご相談ください。

とちぎこども救急電話相談 → **#8000** 又は **☎ 028-600-0099**


○大人<概ね15歳以上>  (月～土 18時～翌朝8時/日・祝 24時間(8時～翌朝8時))

とちぎ救急医療電話相談 → **#7111** 又は **☎ 028-623-3344**

(月～金 18時～22時/土・日・祝 16時～22時)

罹患後症状(後遺症)にお悩みの場合は・・・

後遺症相談対応医療機関 → **栃木県 コロナ 後遺症**

検索 

[https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/covid-19\\_sequelae.html](https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/covid-19_sequelae.html)

コロナ後遺症相談センター → **☎ 0570-783-383** (午後3時～午後9時(土日祝日を含む))